

スマートウェルネス住宅等推進事業

令和5年度当初予算：183.1億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

①サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対して支援を実施

【住宅】 新築 1/10等（上限 70・120・135万円／戸※） ※床面積等に応じて設定
改修 1/3（上限 195万円／戸 等） ZEHレベルの整備の場合は1.2倍
既設改修※ 1/3（上限 10・35万円／戸 等）
※IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修、止水板設置等工事 等

【高齢者生活支援施設】 新築 1/10（上限1,000万円／施設）
改修・既設改修※ 1/3（上限1,000万円／施設）
※地域交流施設等の整備

②セーフティネット住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

- 既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施
補助率：1/3 補助限度額：50万円／戸 1,000万円／施設 等
対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事、省エネ改修工事 等

③人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

- 介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施
補助率：新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

④地域生活拠点型再開発事業

- 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施
補助率：国1/3（ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内）
補助対象：調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

⑤子育て支援型共同住宅推進事業

- 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備（賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修）に対して支援を実施
補助率：①「子どもの安全確保に資する設備の設置」：新築1/10、改修1/3（上限100万円／戸）
②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」：新築1/10、改修1/3（上限500万円／戸）
※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。

<共通事項> 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、
3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外